

Title	〔最高裁民訴事例研究三―四〕 特定の者が宗教法人の代表役員の地位にあることが争われている訴訟と裁判所法三条にいう法律上の争訟 (最高裁平成五年九月七日第三小法廷判決)
Sub Title	
Author	坂原, 正夫(Sakahara, Masao) 民事訴訟法研究会(Minji soshoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学会
Publication year	1994
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.67, No.10 (1994. 10) ,p.89- 103
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19941028-0089

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

〔最高裁判事例研究 三二四〕

において、大株主の信頼感を喪失させた旨が認定されているが、前述したような取締役・監査役の地位確保の利益を考えると客観的側面を重視せざるを得ず、その点は「正当事由」とはなり得ないと考えられる（森田・本件評釈・商事法務一二八五号一〇頁は、アメリカ法を参考にして同旨。なお、東條・本件評釈・ジュリスト九八一号一一九頁は、判旨の言い回しでは、どんなに信頼感を喪失させようとも、解任の正当事由たり得ないとの誤解を招くおそれがあり、表現上問題ありと指摘）。思うに、

加藤 修

（平成六年六月二七日稿）

本件原告X₁の言動に関しては、いささか言いたい放題との憾なきにしもあらずである。しかし、そのような言動があっても、権限ある会社機関による毅然たる態度に基づく権限行使が充分に可能なのだから、株主側の不快感はともかくとして、判旨に賛成できる。

平五五（最高民集四七巻
七号四六六七頁）

特定の者が宗教法人の代表役員の地位にあることが争われている訴訟と裁判所法三条にいう法律上の争訟

代表役員等地位不存在確認請求事件（平五・九・七第三小法廷判決）
X₁ら一五六名（原告・控訴人・上告人）は宗教法人Y₁（〓日蓮正宗、被告・被控訴人・被上告人）の教師の資格を有する僧侶で、Y₁に包括される末寺の住職、主管、又は在勤教師であり、かつ住職、主管たる者は同時に宗教法人である各末寺の代表役員又は責任役員たる地位にある者である。X₁らはY₁とその管長・代表役員となつてゐるY₂（被告・被控訴人・被上告人）に対して、Y₂が宗教法人Y₁の

代表役員及び管長の地位を有しないことを確認する」旨の訴えを提起した。

その理由は、次のようなものである。Y₁の内部準則によれば、Y₁を代表し事務を総理する代表役員の地位は「一宗を総理する管長の職にある者を充て（宗教法人法所定の規則である日蓮正宗宗制五条、六条一項）、管長には信仰上の最高権威者たる法主の地位にある者を充て（宗教団体としての規則である日蓮正宗規二三条二項）、法主の選任手続については、「法主が必要と認めたときは能化のうちから次期の法主が選定できる。但し緊急やむえない場合は大僧都から選定することもある。」（宗規一四条二項）ことになっていた。Y₂の先代（第六七世法主・細井日達上人）は昭和五四年七月二二日早朝に亡くなり、Y₂がその地位を引き継いだが、その選任手続は宗制・

宗規に基づかず、宗規を無視した違法なものであり、 Y_2 は法主を僭称しているに過ぎない。すなわち、通夜の席上、 Y_2 は昭和五三年四月一五日に内密に相承を受けたことを明らかにしたが、このような選任方法は選任方法に関する宗規一四条では認められていない。

これに対して、 Y_1 らは次のように主張した。法主の地位の承継は代々の法主から法主への特別の宗教上の行為、すなわち血脈相承によって行われるものであるから、高度の宗教的行為についての判断が必要であり、それ故に裁判所の審理に適さないものである。また血脈相承は口頭によるもの、すなわち口伝であり、具体的内容、具体的行為も秘密すなわち秘伝である。そこで血脈相承についての方式、儀式的要否、法主の就任の時期等は当代法主の裁量に任せられており、 Y_2 の場合も昭和五三年四月一五日に血脈相承を受け、先代の逝去に伴い昭和五四年七月二日に法主に就任した。その後 Y_1 はそれに伴う儀式を行い、 X らも昭和五四年八月二五日の第三回檀徒会で Y_2 を法主として信仰する旨を表明したが、 X らを含む僧侶の一部は信徒団体であるS（創価学会）を善導するとして新たな会を作り、 Y_2 の指示に反した行動を取り、宗内を攪乱した。そこで Y_1 は指示に反して行動をした者を懲戒処分したところ、 X らは昭和五六年一月一日付けで、 Y_2 の血脈相承に疑義があるとし、「 Y_2 は血脈相承がないにもかかわらず、これがあつたとの如く僭称して法主、管長に就任したものであり、 Y_2 は正当な法主並びに管長と認められない」旨を通告してきた。つまり、この事件は分派活動した X らと Y_1 との間の教義解釈や信仰のあり方等に関する宗教上の信念の対立に起因するものであり、 X らはその一環として Y_2 の法主の地位を否定しようとするものである。

第一審（静岡地判昭和五八年三月三〇日、判タ五〇〇号一八九頁

Ⅱ判時一〇八一号三八頁）は次のような理由で、 X らの訴えを不適法として却下した。本件で裁判所の判断が求められているところの「 Y_2 が宗教法人 Y_1 の代表役員及び管長の地位を有するか否か」を決するには、血脈相承の存否を判断しなければならず、正に本件の争点は「血脈相承」なる行為の存否である。しかし、この判断は宗教上重要な教義や信仰に影響を及ぼすことは明らかであるから、裁判所が判断して紛争を解決するには適さず、宗教団体の自治的解決に委ねることが信教の自由を保障した憲法二〇条の趣旨に沿うものである。本件訴訟は宗教法人の代表役員及び管長の地位の不存在確認という具体的な権利義務ないし法律関係に関する紛争の形式をとっているが、争点は宗教上の教義、信仰にかかわる宗教上の争いであるといえるから、本件訴訟は裁判所法三条にいう法律上の争訟とはいえない。

控訴審（東京高判昭和六〇年一月二日、判タ六〇一六八頁Ⅱ判時一一七三号一四頁）もこの結論を相当とし、控訴を棄却したが、その理由は一審と異なり次のようなものである。血脈相承は宗教上の秘儀として客観的に把握できない性質のものであるが、現法主が特定の者を次期法主とする意思をもってこの者に対する口伝によって行う一定内容の行為であることが認められるから、一個の客観的な社会的事実としての側面を有していることは否定できず、全面的に司法判断の対象外にあるとは断定できない。しかしながら、 Y_1 の内部準則からみると、末寺の代表役員等たる X らは法主の任免に関与する機会を有しないのであるから、 Y_2 の管長・代表役員たる地位の存否を争う原告適格及び法律上の利益を有しないとするものである。もっとも X らは法主の任免に関与しているとはいえないが、それは間接的な関係である。また管長の権限からしてその

権限行使によってXらは不利益を受けることも想像できるが、そのような事態が生じたときに不利益除去を求めればよい。結局のところ、Xらは原告適格という本案判決の要件を欠いているのであるから、本件訴えは不適法却下すべきである。

Xらは上告し、上告理由として、原審の当事者適格論を批判し、全国各地において懲戒処分について訴訟が行われている状況からして、本件で統一判断をする必要があることを説いた。また本件はY₂が選任準則によって任命されたか否かの問題であり、教義上や信仰上の事項について判断する必要のない問題であることを強調した。最高裁は上告を棄却したが、その理由は原審と異なり次の通りである。なお反対意見もある。

「特定の者が宗教団体の宗教活動上の地位にあることに基づいて宗教法人である当該宗教団体の代表役員の地位にあることが争われている場合には、裁判所は、原則として、右の者が宗教活動上の地位にあるか否かを審理、判断すべきものであるか、他方、宗教上の教義ないし信仰の内容にかかわる事項についてまで裁判所の審判権が及ぶものではない(最高裁昭和五二年(オ)第一七七号同五五年四月一〇日第一小法廷判決・裁判集民事二一九号四三九頁参照)。したがって、特定の者の宗教活動上の地位の存否を審理、判断するにつき、当該宗教団体の教義ないし信仰の内容に立ち入って審理、判断することが必要不可欠である場合には、裁判所は、その者が宗教活動上の地位にあるか否かを審理、判断することができず、その結果、宗教法人の代表役員の地位の存否についても審理、判断することができないことになるが、この場合には、特定の者の宗教法人の代表役員の地位の存否の確認を求める訴えは、裁判所が法令の適用によって終局的な解決を図ることができない訴訟として、裁判所法三条に

いう「法律上の争訟」に当たらないというほかない。

これを本件についてみるのに、上告人らの請求は、被上告人Y₂が被上告人Y₁の代表役員及び管長の地位にないことの確認を求めるものであるが、原審の判示するところによれば、Y₁においては、代表役員は、管長の職にある者をもって充て、管長は、法主の職にある者をもって充てるものとされているところ、代表役員は、宗教法人法に基づき設立された宗教法人であるY₁を代表する地位であり、法主は、Y₁の宗教上の最高権威者の呼称であって、宗教活動上の地位であるというのである。原審の右認定判断は、記録に照らして首肯するに足り、右事実関係によれば、Y₂が代表役員及び管長の地位にあるか否かを審理、判断するには、Y₂が法主の地位にあるか否かを審理、判断する必要があるところ、記録によれば、Y₁においては、法主は、宗祖以来の唯授一人の血脈を相承する者であるとされているから、Y₂が法主の地位にあるか否かを審理、判断するには、血脈相承の意義を明らかにした上で、同人が血脈を相承したものであることができるかどうかを審理しなければならない。そのためには、Y₁の教義ないし信仰の内容に立ち入って審理、判断することが避けられないことは、明らかである。そうであるとすると、本件訴えは、結局、いずれも法律上の争訟性を欠き、不適法として却下を免れない。したがって、本件訴えを却下すべきものとした第一審判決は相当であるから、上告人らの控訴を棄却すべきものとした原判決は、その結論においては認することができ。」

大野正男裁判官の反対意見は次のとおりである。

「……血脈相承はY₁の教義ないし信仰の内容にかかわる宗教的儀式であって、その意義及び存否は、裁判所の判断の対象とはならない。その点は多数意見のいうとおりである。」

しかし、そのことから直ちに法主の「選定」の有無が裁判所によって判断できない非法律的な宗教的事項になるわけではない。法主の「選定」があったか否かは、「血脈相承」それ自体を判断しないでも、「選定」を推認させる間接事実（例えば、就任の公表、披露、就任儀式の挙行など）の存否、あるいは選任に対する日蓮正宗内の自律的決定ないしこれと同視し得るような間接事実（例えば、責任役員らによる承認、新法主による儀式の挙行と列席者の承認など）の存否を主張立証させることによって判断することが可能である。「選定」の直接事実「血脈相承」であり、それは裁判所の判断すべき事項ではないが、右例示の間接事実、教義、教理の内容にわたるものではなく、裁判所にとって判断可能な社会的事実であり、これらの事実の存否によって、裁判所は Y_2 が宗教法人たる Y_1 の代表役員であるか否かを判定することが可能であり、また必要である。

ただし、裁判所は、宗教団体の教義、教理ないし信仰の内容に介入することはできず、また、介入してはならないが、 Y_1 は宗教団体であると同時に、国家法である宗教法人法によって設立されている法人であることに留意しなければならない。すなわち、 Y_1 は、その財産を所有し、維持運用し、業務及び事業を運営することに資するため宗教法人法により法人格を取得し法律上の能力が与えられているのであり（宗教法人法一条）、その限りにおいて法律の世俗的存在でもあって、所轄庁の認証を受けた規則（代表役員の任免は必要記載事項である（同法一二条一項五号））によって代表役員が選定されたか否かは、まさに法律的事項である。したがって、その選定の直接事実が教義、教理にかかわる宗教的儀式であるからといって、直ちに本件紛争そのものが法律上の争訟性を欠くとは不適当ではない。第一審判決のように、本件を法律的事項でないとし

て司法権が及ばないとすると、宗教法人たる Y_1 は、代表役員の地位が司法上確定できないことになり、本来は法律的事項に関する紛争についても司法権による法の実現ができず、法人の財産の維持、運用、その業務及び事業の運営が困難になるであろう。それは、およそ裁判所が宗教団体の自主性を尊重することは、全く反対の結果となる。そのような結果になることは、 Y_2 が正当な代表役員であることを主張する者にとっても、それを否定する者にとっても不利益である。

二なお、本件につき、原審は、団体の構成員は、理事等の役員の任免に関与し得るものとされている場合には、特定の者の役員たる地位の存否を争う適格と法律上の利益とを有するが、役員等の任免に関与し得ない場合には、自己の権利義務又は直接自己にかかわる具体的法律関係の存否の問題を離れて、一般的に、特定の者につき、その役員たる地位の存否を争う適格及び法律上の利益を当然には有しない」と解すべきであるとし、 Y_1 の末寺の代表役員等である上告人らは、法主の任免に関与する機会を有しないから、 Y_2 が Y_1 の代表役員及び管長たる地位にあるか否かを争う適格及び法律上の利益を有しないとして、本件訴えを却下している。

しかしながら、上告人らは、原審の判示するとおり Y_1 の末寺の代表役員等の地位にある者であるところ、その地位の存否が Y_1 の管長の任免によることなどを考慮すれば、 Y_2 が Y_1 の管長たる地位にあるか否かにつき、上告人らが法的にも重大な利害関係を有することは否定できない。したがって、上告人らは、 Y_2 の管長たる地位の存否ひいては管長をもって充てられる Y_1 の代表役員たる地位の存否を争う適格及び法律上の利益を有するといふべきである。これと異なる原審の判断を是認することはできない。

三 以上説示したところによれば、本件訴えは、これを不適当として却下すべきものではなく、Y₂の代表役員及び管長の地位の存否について進んで本案判断をすべきものであるから、原判決を破棄し、第一審判決を取り消して、本件を第一審に差し戻すのが相当であると考えらる。」

一 問題の所在

本判決について判例集の判決要旨は、次のようなものである。「特定の者が宗教団体の宗教活動上の地位にあることに基づいて宗教法人である当該宗教団体の代表役員の地位にあることが争われている訴訟において、その者の宗教活動上の地位の存否を審理、判断するにつき、当該宗教団体の教義ないし信仰の内容に立ち入って審理、判断することが必要不可欠である場合には、右の者の代表役員の地位の存否の確認を求める訴えは、裁判所法三条にいう『法律上の争訟』に当たらない。」

本判決についての研究は、結局のところこの命題の当否の検討ということになる。この命題を詳しく見てみると、この判決要旨は三つの命題に分解することができる。すなわち、第一命題は訴訟で争われている代表役員の選出方法について述べている冒頭の部分、第二命題は紛争の内容について述べている第一命題に続く部分、第三命題はそれらに限定された紛争の訴訟上の処理方法について言及している最後の部分である。そして、本判決要旨は第一と第二命題に該当した場合、第三命題の効果が生じるというものである。それぞれの命題を概観してみると、

第一の命題は、「宗教活動上の地位にあることに基づいて宗教法人である当該宗教団体の代表役員の地位にあること」というものであるが、これはいわゆる宗教法人法における充て職のことである。代表者選任について、このような充て職規定の宗教法人は多いのであるから、本判決の影響を受ける宗教法人は少なくないということを意味する。第二の命題は、「その者の宗教活動上の地位の存否を審理、判断するにつき、当該宗教団体の教義ないし信仰の内容に立ち入って審理、判断することが必要不可欠である場合」というものである。ある事件が第一命題に合致するか否かは、当該規定が充て職になっているか否かということであるから規定を見れば一目瞭然であるが、第二命題については、事件が第二命題に該当しているか否かということであり、それは当該規定の解釈の問題でもある。これは必ずしも一義的に決まるものではない。したがって、本件がこの命題に該当するか否かが先ず論証されなければならない。第三命題は、「右の者の代表役員の地位の存否の確認を求める訴えは、裁判所法三条にいう『法律上の争訟』に当たらない」というものである。第一と第二命題に合致した紛争について、第三命題しか解決方法がないというものではない。これ以外の方法も既にいくつか発表されているから、それらと本判決の処理方法の比較において、本判決の当否を考えなければならない。

このように見えてみると、本研究で考察すべき問題は次のようになる。第二命題に関しては、「果たして、本件は宗教団体の教

義、信仰の内容に立ち入って審理、判断することが必要不可欠であった事例なのか」ということである。この問題を考えるためには、先ず、①「本件において適用される法規範は何か」を考え、それに基づいてさらに、「裁判所の判断が求められている主張・立証の対象は何か」といった問題を考察する必要がある。次に第三命題の部分について考えるべき問題は既述のように、②「本件は裁判所法三条という法律上の争訟に当たらない」として、本判決のように訴えを却下するのがよいのか否か」ということであり、これは具体的には「他の処理方法の可能性の探求とそれらの優劣の比較」ということになる。以下ではこれら①②の問題を順次検討してみる。

なお判例研究では判決の結論や理論の当否を考察するだけでなく、判例の射程距離を考えることも重要な仕事である。すなわち、判決の当否とは別に、本判決と従前の最高裁判例の関係について考察し、「判決の判例法上の位置付けと、判決の判例としての安定度や通用性について」の問題に解答することが必要である。しかし、これについては一年前、宗教団体の判例について従前の判例を纏めたことがあるので、⁽¹⁾ここではそれを引用し、本稿では省略する。⁽²⁾宗教法人に関する紛争について、裁判所の消極的姿勢を示した一群の最高裁判所の判例があるが、本判決はその中に加えられるべきである。⁽³⁾またこのように過去の判例群に位置付けられるということは、本判決が反対意見を有しているものであっても、判例としての安定度を示すように思

う。

二 適用法規範と判断の対象について(①)

本件において問題となるのは、法主の選任に関する内部準則である。⁽⁴⁾反対意見(大野裁判官)は、この点について次のように纏めている。⁽⁵⁾「Y₁にあっては、代表役員は管長の職にあるものをもって充てる(宗教法人法所定の規則である日蓮正宗宗制五条、六条一項)とし、管長は、法主の地位にある者を充てる(宗教団体としての規制である日蓮正宗宗規一三条二項)とし、更に法主の選任手続としては、『法主は、必要を認めたときは、能化のうちから次期の法主を選定することができる。但し、緊急やむを得ない場合は、大僧都のうちから選定することができる。』(宗規一四条二項)と定めている。本件の争点は、まさにY₂が右宗規に適合して法主の地位に選定されたか否かである。……右『選定』は、『血脈相承』という宗教的儀式によってされるものである。反対意見の纏めとはいえ、この点は多数意見も同意見で、『法主の地位にあるか否かを審理、判断するには血脈相承の意義を明らかにした上で、同人が血脈を相承したものとすることができかどうかを審理しなければならない。』と述べている。⁽⁶⁾そもそも一審、二審の判決も同様な理解をしている。例えば、一審の判決は「宗規一四条二項という選定とは、法主が次期法主となるべき者に血脈相承を授けることを意味し、右血脈相承を受けた者が法主の退職又は死亡により当然に法主に就任することとなる」と述べている。⁽⁷⁾要するに本件では、全て

裁判所がどのような理解に基づいているということであり、換言すれば、一、二審の準則の理解の上に立って、最高裁は本件紛争の処理を考えたということである。

このように全て審級の裁判所の一致した理解にもかかわらず、どのような理解に対して「法規範的準則と教義準則とを峻別しないまま、法人代表役員の選任準則の中に教義準則を取り込んでしまった」と批判する見解がある。⁸⁾そして、この問題の解決は法規範準則でなされるべきであり、本件では宗規一四条二項の手続が取られたか否かが問題であると主張する。本件での原告側の主張でもあるが、具体的に言うならば、「選定とは、過去の客観的具体的事実である選任の意思表示を意味するのであって、右選定行為は自然人としての法主による客観的具体的事実たる意思表示をいう……。すなわち、右法主選任準則は、客観的具体的事実を要件とする法規範的選任準則である」との意見である。⁹⁾

この対立は具体的には種々な場面で表面化する。例えば宗規一四条二項が法規範的準則としてそのまま適用されるのか、それとも二項に関係なく血脈相承が先ず問題になるのか。本件のような場合は、三項が適用されるのか否か。宗規一四条は法主の後継者を選定するための手続規定か、それとも後継者選任の権限を定めた規定なのか。結局のところこの問題は、本件では血脈相承とは何か、それは信仰上の事実なのか、それとも信仰がなくとも認識可能な客観的事実なのかということに集約され

る。

この問題についての私の意見であるが、前者の裁判所の見解に賛成である。確かに宗教団体とは人間の集団である以上、代表者選出についての規定は他の団体の場合と同様に解釈されなければならぬと思う。しかし、宗教団体の場合は必ずしも法的準則と教義準則とが区別されておらず、いわば渾然一体となっている団体もあるように思える。そのような場合には、敢えて法的規範のみを取り出す作業が可能なのかという問題と、取り出したとしてもそれを適用すると、実態に合わない結論が導き出されてしまう危惧があるように思う。この点で後者の峻別論に賛成できない。なお、一審の判決によれば、判決は「Y₁における法主の就任の手続に関する規則の沿革及びその運用並びに……宗規一四条五項の……規定の趣旨に照ら」して結論を出しているのであるから、そのような作業をしていない私には、そもそもこの問題について判決を批評する資格がないのかもしれない。

三 宗教的教義（血脈相承）についての判断の方法（②）

既に述べたようにY₁の内部準則を理解すれば、本件での最重要問題は血脈相承の意味とそれが実際に行われてY₂が正当な法主の地位に付いたか否かということに帰着する。血脈相承とは法主の選任手続であるにしても、被告の主張によれば、内容を含めて一切が秘儀であり、現法主の専権事項であるということであるから、血脈相承が行われたか否かは、授けた者と授かつ

た者の二人しか分らず、血脈相承がなされたか否かは全く外部から見えないこともありうるということである。このために本件のように法主死亡した後において、実は既にそれ以前に血脈相承があったと言われた場合は、それが正しいのか否かは第三者には判断することは非常に困難であるし、そもそも判断できると考えること自体が問題なのかもしれない⁽¹¹⁾。

しかし、そのようなものであったとしても、すなわち、血脈相承の有無の判断について教義の解釈を前提にするにしても（換言すれば、信仰によって認識できる面があるにしても）、それを理由に裁判所が法的な事件の裁判を拒絶してはならないと思う。もしそうでないと、宗教法人をめぐる争いが法人という法の支配を受けるものでありながら、司法権の及ばないものになってしまうからである。またこのようなことを認めると、宗教法人の所有する莫大な財産をめぐる紛争も、場合によっては法の支配とは無関係に自力救済によって決着をみることになりかねないであろう。これは正に民事訴訟制度の目的に反し、制度の使命を放棄することに他ならない。したがって、あくまでも本案判決による解決を志向すべきである。

このような理由から、本判決が訴え却下によって裁判を拒絶したことは反対であり、本案判決による処理を説いた反対意見に賛成する。なお宗教団体をめぐる法的紛争について、「実質において」教義紛争か否かを判断して、それによって裁判を拒絶するという考え（訴え却下説）がある。裁判拒絶の基準が曖昧で、裁判権の行使が恣意的に運用される危険性があると批判されているが⁽¹²⁾、そもそもそのような考え方の出発点である「法的紛争といえども教義をめぐる紛争に関係するならば、直ちに裁判を拒絶すべし」との考えが問題である。本判決はこのよう

な訴え却下説を批判する意味からも、消極的に評価すべきである。もっとも、本判決を含めて教義紛争に裁判所が関係すべきでないとする見解には耳を傾けるべきである。裁判所は宗教団体の教義論争に介入すべきではないし、本来ならそのような問題は当該団体の自主的解決に委ねられるべきであるからである。問題はそのような姿勢が正しいにしても、それを直ちに訴え却下で本案の裁判の拒絶に繋げる点である。正に、この点が批判されるべきである。もっとも血脈相承の有無の判断ができないと考えても、訴え却下ではなく、裁判の理由にならないと扱えばよいとする見解がある。すなわち、それだけではそれを持ち出した側の主張の理由にならないとして扱い、それに相応する本案判決をすべしとの見解である⁽¹³⁾。本件で言えば、血脈相承だけではその主張の正当性は認められないとの見解である。確かにこの見解は法的紛争の解決方法を明快に示したものであるが、社会的に存在している宗教団体が自己の責任がないにもかかわらず証明に失敗した場合は、団体の秩序が否定されるということになり、団体自体が法的に対応できる手続を取らなかったことに問題があるにしても、厳しい結論のように思う⁽¹⁴⁾。また少数者からの教義論争が絶えず裁判所に持ち込まれることになり、

宗教団体の秩序が保てなくなるように思う。⁽¹⁵⁾

要するに、教義に関係する法的紛争の解決方法を深求する場合、裁判を受ける権利や裁判権は団体の自治や宗教団体における信仰の自由の問題と関係していることに注目し、解答はそれら諸価値の調和の上に求められるべきである。そのようなことから考えられることは、裁判である以上、一般の法律紛争と同じように、教義に関する問題においても主張・立証責任の問題で考え、そのことによって先ず裁判所の審判権を確保し、教義の判断を法的判断に結びつける過程で宗教団体の教義紛争の特性を考慮すべきではないかと思う。換言すれば、裁判所が教義について判断するのは極力避けるべきであるが、それを理由に教義に関して全く判断しなかったり、全く無条件に宗教団体側の意見をそのまま鵜呑みにすべきではないと思う。⁽¹⁶⁾

教義に関係する問題にしても、具体的事件において血脈相承の有無が裁判所によって全く判断できないというものではないと思う。血脈相承のもつ社会的事実の側面に注目して、宗教団体内部において法主の選任がなされたと考えられているか否かを先ず判断し、その上で種々な状況を総合的に判断して、それが不合理・不自然でない場合には血脈相承があったと判断してよいのではないかと思う。⁽¹⁷⁾問題はこのような方法でもって、法主が直ちに正当な手続で選任されたとの判断が導き出せるかということである。正にこれでは血脈相承がないにもかかわらず、血脈相承があったとして法主につく者がいるかもしれない。し

かし、血脈相承がないとの証明がなされない以上、血脈相承の有無については団体の見解や行動において判断するしかないし、その限りで宗教団体の活動を容認せざるをえない。その意味では血脈相承について、事実上はそれを否定する側に証明責任が転換すること等しい結果になるが、団体自治や宗教団体の信仰の自由を確保することから致し方ないと思われる。⁽¹⁸⁾

四 結論

このような考察から(三)、本件判決には反対であり、むしろ少数(反対)意見に賛成する。もっとも、本判決のすべてに反対するのではなく、本判決の考え方に賛成するところもある(二及び以下の点)。

なお原審は最高裁判決や一審判決と異なり、原告の適格を否定することによって訴えを却下した。⁽¹⁹⁾この点は反対意見が説くように、原告は直接管長の選任に関与していなくとも、その原告の地位が管長の権限によって左右される以上、管長の選任に関して利益を有していると考えるべきである。確かに、かような見解に立つと、徒に団体をめぐる紛争が生じることが予想されるが、しかし、それを理由に訴えの利益や当事者適格を狭く解して、裁判を受ける権利を否定すべきではないと思う。多数意見はこの点について何ら述べていないが、最高裁はかような見解を否定したと考える。⁽²⁰⁾また本件は日蓮正宗における創価学会をめぐる争いの中のひとこまであり、この紛争に関しては既に数多くの事件が訴訟として裁判所に持ち込まれた。それ故に

本件においては、それらの関連する数多くの他の訴訟事件についても視野にいれて、紛争の実態に注視することが必要かもしれない。しかし、そのような事情があるからとはいえ、特定の宗派の争いという視点で本件を見ることは避けるべきであろう。それでは事件限りの普遍性のない解決策になりかねないからである。

(1) 本件判決に先立つこと約一年半前に、最高裁は「宗教団体内でされた懲戒処分効力の有無の確認を求める訴えは不適法である」旨の判断をし(最一小判平成四年一月三日民集四六卷一頁一頁)、いわばこの種の問題に対して消極的な姿勢を明らかにした。事案を異にするとはいえ、本件判決によって宗教団体内部の紛争に対する司法の消極性がより鮮明になったように思う。平成四年の最高裁の判決に対して私は既に本誌に自らの意見を述べているので(法学研究六六卷四号一四一頁以下(一九九三年)、宗教団体紛争についての私の姿勢はその拙稿に譲り、本稿では専ら本件についての私の意見を纏めてみようと思う。

なおこの問題に関する膨大な判例・学説についてであるが、それらの一部は既に前記拙稿で纏めたことがあるし、また本件に関する判例・学説の詳細は左記の文献においてよく整理、分類されているので、本稿で敢えて独自に判例・学説の整理を行う必要はないと思う。そこで本稿ではそれらの文献を利用し、判例・学説の個々の引用は省略する。

前記拙稿以降に発表されたために、そこで利用できなかった文献で本稿を纏めるに当たって参照した文献を整理すると次のようになる。

平成四年の判決に関する判例研究で前記拙稿で引用しなかったものは、

長岡徹・判評四二二号三八頁以下(判時一四五二号二〇〇頁以下(一九九三年))、遠藤功・ジュリー一〇二四号一四五頁以下(一九九三年)、須崎典明・判タ八二二号二六頁以下(一九九三年)、富越和厚・曹時四六卷一頁一頁六頁以下(一九九四年)である。

本件判決に関する研究としては、大石眞・法学教室一六三号一〇二頁以下(一九九四年)、石川健治・ジュリー一〇四六号二頁以下(一九九四年)が既に発表されている。

本件に関連する最新の文献としては、片井輝夫「法律上の地位の前提たる宗教上の地位と裁判所の審判権」日蓮正宗関連事件判決を巡って——判タ八二九号四頁以下(一九九四年)、日渡紀夫「審判権の限界についての一試論——宗教団体の内部処分をめぐる紛争を素材として」民商法雑誌一〇九卷六号九三頁以下(一九九四年)、一一〇卷一頁六頁以下(一九九四年)がある。

なお本件について直接論じているものではないが、松村和徳「宗教団体の内部紛争と民事裁判権の限界」中村英郎編『民事訴訟法演習』二二頁以下(成文堂、一九九四年)は注目すべき論考である。最近の学説の有力説である本案判決による解決方法を批判し、その問題点を指摘し、「紛争解決の必要性を根拠とする本案判決志向は前面的に支持できるものではない」(二七頁)との結論を得ている。紛争の実質が個人の生活の崩壊につながる事件と団体内部の権力闘争が背後にある事件を区別すべきであり(二八頁)、中立性の要求される裁判所の役割をもう一度考える必要がある(二六頁)とも説いている。この論考は本件について直接言及していないが、本件は団体内部の権力闘争が背後にある事件として、論者は本判決の処理方法を支持するようにも思う。その限りで、論者と私は意見を異にするように思うが、宗教団体の内部紛争を「救済の必要性」という観点で考察しようとする松村氏の見

解には賛成である。

(2) 前記拙稿では判例集の編集方法について意見を述べた(法学研究六六巻四号一五一頁注一)。そこで述べたことであるが(前掲書一五二頁下段第二段落以下)、ここでも二審の判決文の掲載について、読みやすい配慮を要望したい。すなわち、本件の二審判決の事実の記載は、一審の判決の事実の記載に付加・訂正して引用するという方法を取っているが、付加・訂正する箇所の表記は当然、一審判決の原本の頁数を基にしている。これがそのまま判例集に掲載されるので、一審判決のどの箇所が付加・訂正され、二審判決は結局どのようなものであるのかということを知るためには、正に一種の謎解きのような作業が必要になる。具体的な改善策を持っているわけではないので、対案は提示できないが、善処していただきたいと思う。

(3) 前記拙稿(注一)において、私は宗教団体の紛争の処理方法に関する最近の最高裁判決を次のような三つの命題(a)(b)(c)に纏め、「近時の最高裁はこの問題に対して消極的姿勢を強めてきたということもできであろう。」と述べた(一四五頁)。そして研究対象の最小判平成四年一月三日民集四六巻一号一頁については、「従来の判例に対して特に目新しいものではないが、判例理論の(a)命題、(b)命題を改めて確認し、(c)命題と直接関係しないにしても、従前の判例理論をより確実なものにしたということができる。」旨の判断を下した(一四五頁)。

(a) 宗教上の地位(教祖、法主、住職など)の存否それ自体を訴訟物とする訴訟は法律上の争訟に当たらず、裁判所の審判権は及ばない(最小判昭和四四年七月一〇日民集三三巻八号一四三頁(慈照寺事件判決の判示事項の第一)、最小判昭和五五年一月一日民集三四巻一号一頁(種徳寺事件判決))。

(b) 具体的な権利義務関係ないし法律関係についての請求の可否の判

断の前提問題として、特定の人につき宗教上の地位の存否を判断する必要がある場合には、裁判所はその地位の存否(選任ないし罷免の適否)について、裁判所は審判権を有する。ただし、その判断の内容が宗教上の教義の解釈等の本来宗教団体がその自治によって決定すべき事項にわたる場合は審判権は有しない(最小判昭和五五年一月一日民集三四巻一号一頁(種徳寺事件判決の判示事項の第二)、最小判昭和五五年四月一〇日裁判集民事二九号四三九頁判時九七三号八五頁(本門寺事件判決))。

(c) 具体的な権利義務関係ないしは法律関係の存否を訴訟物とする訴訟の前提問題として、裁判所が判断しなければならない事項ではあるが、それが本来宗教団体がその自治によって決定すべき宗教上の教義、信仰ないし宗教活動に関する事項である場合、その訴訟は形の上では法律上の紛争であっても、実質上は宗教上の教義の争いであり、法令の適用をもって裁判することができないから、裁判所の不干涉、中立性を示す意味で訴えを却下する(最小判昭和五六年四月七日民集三五巻三三四四三頁(板まんだら事件判決)、最小判平成元年九月八日民集四三巻八号八八九頁(蓮華寺事件判決))。

(4) 本件被告である日蓮正宗について、二審判決は、「明治九年二月一九日に大石寺、北山本門寺、京都要法寺、富士妙蓮寺、小泉久遠寺、西山本門寺、伊豆実成寺が日蓮宗興門派として勝劣派から分離し、さらに、明治三三年九月一八日に大石寺が日蓮正宗富士派として右興門派から分離独立し、明治四五年六月七日に日蓮正宗と公称するようになり、昭和二六年に宗教法人法が施行されてからは同法に基づく宗教法人組織となり、現在の被控訴人日蓮正宗に至っている宗教団体であって、宗祖日蓮が、健長五年(西暦一二五三年)立宗を宣したのを起源とし、弘安二年(西暦一二七九年)日蓮が本門戒壇の本尊を建立した

ことよって宗体の確立を見たものとされている。」と述べている（民集四七巻七号七三三頁）。

なお本件で問題になった日蓮正宗規一四条は片井・前掲注（1）六頁によれば、次のような規定である。

第一四条 法主は、宗祖以来の唯授一人の血脈を相承し、本尊を書写し、日号、上人号、院号、阿闍梨号を授与する。

2. 法主は、必要を認めたときは、能化のうちから次期の法主を選定することができる。但し、緊急やむを得ない場合は、大僧都のうちから選定することができる。

3. 法主がやむを得ない事由により次期法主を選定することができないときは、総監、重役及び能化が協議して第2項に準じて次期法主を選定する。

4. 次期法主の候補者を学頭と称する。

5. 退職した法主は、前法主と称し、血脈の不断に備える。

(5) 民集四七巻七号四六七〇頁以下。なおこの箇所は本稿の事件内容の紹介において反対意見として挙げたものの中に含まれていない。

(6) この部分は本稿の事件内容の紹介において、最高裁判決の理由として挙げたものの中に含まれている。

(7) 民集四七巻七号四七二五頁。なお二審判決は「管長、代表役員の地位の前提となる法主たる地位は歴代の法主の間の血脈相承に基づいて取得される」と述べている（前掲書四七三七頁）。

(8) 片井・前掲注（1）二四頁。なお中野教授は東京地判平成元年三月二三日判タ六九三三七五頁が、宗規一四条二項の選定は当代法主が次期法主に血脈相承を授けることを意味すると理解したことに対して判例研究では「その当否はここでは問わないでおこう」と述べている（判タ七〇四号八二頁（一九八九年））。しかし、かような判決の理解に

対して教授は批判的であり、本文での主張と同様な立場に立たれるのではないかと思う（中野貞一郎「司法審判権の境界の画定基準」民商法一〇三号二四頁注25、二六頁注39（一九九〇年））。

(9) 片井・前掲注（1）一九頁。なお「宗教上の地位承継の際の選任準則とは当然世俗裁判所が認識し得る法規範としての選任準則でなければならぬし、かかる選任準則は、当然に選任という効果が一定の客観的事実にかかるものでなければならぬことを意味すると解するべきである。したがって、代表役員の前提たる地位の選任準則が、指名であれ、選任であれ、選挙であれ、輪番であれ、その選任要件事実は、客観的歴史的事実であって、その存否判断については教義信仰に立ち入るべき接点を持たないのである。」との主張もみられる（片井・一六頁）。

(10) 民集四七巻七号八七二五頁。なお二審判決も日蓮正宗の沿革（前注4参照）、宗規、宗制について詳細に判決理由で述べ、それに基づいて判断している（民集四七巻七号四七三三頁以下）。

(11) 例えば、血脈相承について一審判決は「事実の存否のみに限定して判断することは到底不可能である」といい（民集四七巻七号八七二八頁）、二審判決は反対に「一個の客観的な社会的事実としての側面を有することは否定できない」として、全面的な司法判断の対象外にあるものとは断じられないと述べて（民集四七巻七号八七三七頁）、好対照をなしている。

(12) 例えば日渡・前掲注（1）一号七九頁及びそこで引用されている文献。

(13) いわゆる中野教授に代表される主張・立証責任説である（中野説については、前注8参照）。この説について片井・前掲注（1）一二頁は「主張・立証責任実体判断説は、裁判所に信仰的事実の存否の判断

を求める主張は、それか請求原因として主張されようか、抗弁、再抗弁として主張されようか、そもそも法律上有効な主張でないとするものであって、主張・立証責任実体判断説は、いいかえると主張自体失当説である。」と述べている。

(14) 本件とは直接関係がないが、しかし、紛争実態を注視するならば同じ紛争と考えられる、いわゆる連華寺事件に対して、その最高裁判決の解説の中で谷口安平教授は、「宗教団体が宗教団体として存在し被処分者がその一員であることを自認する以上その者から処分の無効を主張立証すべきであり、その点につき裁判所の判断が得られないのであれば敗訴はやむをえないと考えるのか常識的である（いわゆる処分抗争型）。結局これは宗教団体の社会的存在が認められるかきりその行った処分に法律上一定の重みを与えることにはかならない。」と述べている。『民事訴訟法例百選Ⅰ』別冊ジュリスト一四号五頁（一九九二年）。本件のような事件においても、基本的にはこのような視点に立つべきではないかと思う。なお谷口教授は前掲書において当時最高裁で係争中であつた本件に触れて、最高裁判決について「一つの率直な予想は、……訴え却下であろう。いわば喧嘩面成敗となる。」と述べていた。予想が的中したわけであるが、判例の中に一連の流れを認識されたということでもあろう（判例の流れについては前注3参照）。

(15) 日渡氏は裁判所の制限的審査という観点で学説を整理し、この学説を「血脈相承の社会的事実としての側面である当代法主による次期法主の選定行為は、直接認定の対象たりうる」と考える説とした上で、「この見解は、事実である『血脈相承』から社会的事実としての側面を取り出すという作業を、どのように理解しているのか明確でない。しかし、この作業を裁判所ではなく当事者に委ねているのは、教義的判断を要すると考えたからではなからうか。とすれば、概念である『血

脈相承』の解釈とどのような違いがあるのだろうか。やはり、教義的判断は、社会的事実たる具体的事実を評価する際に、必要となる、という認識からスタートすべきであろう。」と評している（前掲注（一）一七九頁）。

(16) 日渡氏はいわゆる「宗教団体の自律的結果の承認説」を間接的認定説として位置付け、その内容について「宗教上の教義の解釈にわたる行為について、ないし、宗教団体の自律権もしくは自律権かはたらく事案においては、自律結果を前提として判決すべきである、と主張する。裁判所の面前であらためて要件事実（例、処分権限）の存在を主張立証して当該規定の裁判所による解釈・適用を求める必要はなく、ただか宗教団体自らが相当と認めた手続的・実体的規範に従って処分がなされたと認めていること（例、宗教団体自らが団体として適性な法主の選任がなされたと認めていること）を主張立証すれば足りる」と説と纏めている（前掲注（一）一八四頁）。この間接的認定説に対しては、私は本文で述べたように、裁判所の裁判する権限を認めながら間接認定ということで裁判所の審判権を排除するのは、いわば裁判所の裁判権限を空洞化させるので、賛成できない。

この宗教団体の自律的結果の承認説と訴え却下説とは裁判権を認める可否かで対立するが、いわば審判権を否定する点では同じような立場であると思う。すなわち審判権の否定を理由に、裁判をしないとするのが訴え却下説であり、裁判をするけれども、宗教団体の判断に従って実質的な審判をしないとするのが自律的結果承認説である。両者の関係について片井弁護士は内部準則は法規範であるべきであるという観点から（本稿の二参照）、「本案前却下説と信仰的自律結果実体判断説は、ひとつの共通した立論に立っている。それは、右両説とも、法律上の地位の前提である宗教上の地位は、宗教的事実を要件とする

教義的な準則によって取得される場合もあり得るということを基本的に容認している点である。その意味では教義準則性説といえる。」と述べている(前掲注(1)一頁)。

(17) 本分で述べたような見解を主張する学説について、日渡氏は、当該処分が団体内部で承認されていることを示す諸事実を、間接事実とする。一面で本来の立証主題の立証を要求し、他面でその立証方法としては右の間接事実から推認するという方法を認める」説であるとし、「そのことによって、宗教上の教義に関する事項についての事実認定の困難性或いは不可能性を回避しつつ、結果的には団体内部でその事項等が承認されているという間接事実を認定の基準とすることによって団体の自律権を尊重すると評されている。」と述べている(前掲注(1)一頁八二頁)。この他の間接事実から推認する学説として、日渡氏は、「間接事実とは、団体内部で自律的決定がなされている、すなわち団体内部で広く承認されている、という事実である」とする説について言及し、「この見解によれば、団体の自律的決定は、団体の所定機関が所定の手続に従って一定の決定を行ったという一連の外形的事実の主張・立証によって、認定される。団体に予め定められた処分手続や処分事由の定めがない場合にも、その処分が団体の意思決定として行われたことを証するに足りる外形的事実を、当事者は主張・立証する」説であると述べている(前掲注(1)一頁八二頁)。要するに両説は近似するが、違いは後説は血脈相承を受けたかどうかの事実を介在することなく、団体内部で広く承認されているという事実から直接法主として選任された事実を推認するという点であるという。実際上は両者にそれほど差異は生じないのかもしれないが、できるだけ裁判所の審判権は広く認めるべきであるとの観点で、私は前説を支持する。

なお日渡氏は、血脈相承が証拠によって証明認定できるかという問

題について、「従来の学説は、……その場合の処理方法とその法的構成を、論じてきたように思われる。しかし、その事実というのは生の事実ではなく概念或いは事実の評価なのであって、教義的判断を要するのは、具体的な事実の認定ではなく、構成要件(例、「血脈相承」「異説」)の解釈とあてはめである。」と述べ、自らの立場を明らかにしている(前掲注(1)一頁七八頁)。この指摘は卓見であり、正当な見解であると思うが、教義についての裁判所の判断を認めながら、団体の自治や信仰の自由との観点から裁判所の審判権を制約するためには、従来の学説のような思考方法が必要ではないかと思う。

(18) 本文のように述べるならば、証明責任の転換を説くべきではないかとの批判が考えられる。日渡氏は、立証主題の変更という方法を説く学説について「要件に該当する事実(例、血脈相承)の存否についての判断が、宗教団体の自律権に属するとされる場合(宗教上の教義の解釈そのものにかかわっている場合)には、当事者は当該事実自体の立証に代えて、当該事実についての団体の判断内容(その事実が団体内部で広く承認されていること、或いは、その事実の存在について団体内部で自律的決定がなされていること)を立証することが許され、裁判所はその立証をもって、本来の要件事実(例、処分権限)の立証がなされたものと同じく取り扱う、という見解である。」と纏めている(前掲注(1)一頁八三頁)。しかし、このような場合は法律上の規定が必要であり、法律上の推定がない以上、証明責任の転換という解釈は無理なように思う。かような意見に対する反論と再反論は日渡・前掲注(1)八三頁以下に詳しく纏められている。

(19) 民集四七巻七号四七三六頁以下。原審は血脈相承について裁判所が判断できないというわけではないとしつつ(前注11)、団体の自律性や秩序維持ということから原告適格を厳格に論じ、それを否定し、訴

えを却下した。この点で一審、最高裁の見解と異なる。

(20) 片井・前掲注(一)二四頁参照。

(21) 高橋宏志「宗教団体内部の懲戒処分と裁判所の審判権」(蓮華寺事

件)私法リマックス一号二〇九頁(一九九〇年)。

坂原正夫

下級審民事事例研究 三三

33 破産宣告と商事留置権の効力

大阪地方裁判所平成六年二月二四日判決手形研究四九二号五六頁

(事実)

一 本件の概要は破産管財人である原告Xが株式会社A(以下破産会社Aという。)が、破産宣告前に被告Yに預けた支払期日未到来の約束手形一通額面額金九八万六二九〇円(以下本件手形という。)の返還を求めたが、被告Yがこれを拒否し、支払期日に取り立てて被告Yの破産会社Aに対する貸付金債権の弁済に充当したので、原告Xは被告Yの行為が不法行為であるとして、被告Yに対し、本件手形金に相当する損害金の支払を請求した、というものである。

二 すなわち破産会社Aと被告Yは、いずれも商人であるとこ

ろ、被告は、平成五年一月二五日、破産会社Aに対して、四〇〇万円を返済期日四月三〇日約定で貸し付けた。

破産会社Aは平成五年三月三〇日大阪地方裁判所に自己破産の申立をし、四月一五日午前一時破産宣告を受け、原告Xが破産管財人に選任された。

破産会社Aは、破産申立前の三月二四日、被告Yに対し、自己の所持する本件手形の割引を申し込んだところ、被告Yは振出人の信用が明らかでないとして、同日の割引を留保し本件手形を預かった。

破産会社Aは同月二五日及び翌二六日に不渡手形を出し、同